

議会運営委員会会議録

令和7年5月15日（木）

（開 会） 17：25

（閉 会） 22：00

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】①

- 1 議員提出議案の取り扱いについて
(1) 議員提出議案第7号 江口徹議長不信任決議

【 内 容 】②

- 1 延会について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

本日、道祖議員ほか15名から、議長あてに議員提出議案第7号として「江口徹議長不信任決議案」が提出されております。

本案につきましては、議員16名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。

お諮りいたします。本委員会として、本案について補足説明を受けるため、道祖議員の出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに決定いたしました。

道祖議員、提出者席へご移動ください。

（ 提出者移動 ）

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○道祖議員

お手元に配付させていただいております「江口徹議長不信任決議（案）」の内容を読み上げて、補足説明に代えさせていただきたいと思っております。

議長は、法令、議運決定、先例に基づき、公平、中立な議会運営が求められ、江口徹議長もそのような議会運営が行えると信じ、これまで江口徹議長を議員として支えてまいりました。

しかし、江口徹議長は、自己が有利となるように、先例を捻じ曲げるような誘導をたびたび画策するなど、公平・中立な議会運営とは呼ぶには程遠く、議会運営は円滑に進まず、議員との信頼関係を壊す行為を重ねてきました。

江口徹議長は、議長の職責の重さを自覚し、ただちに議長としての職務を辞すべきである。

よって、飯塚市議会は、ここに江口徹議長の不信任を決議するものである。以上、決議すると読み上げて、補足説明とさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。まず、重要案件ですので、地方自治法において議長の任期はどのように定められているのか、事務局のほうから紹介してもらっていいですか。

○委員長

川上委員、取りあえず、現在は提出者に対する質疑ですので、提出者が答弁できますならいいんですけど、事務局への質問はその後にしたいと思いますけども。まずは提出者へ。

○川上委員

では、道祖議員にお尋ねしますが、地方自治法で議長の任期はどのようなふうに規定されているのか、お尋ねします。

○道祖議員

地方自治法上は、任期は4年というふうに記されておったというふうに記憶しております。

○川上委員

地方自治法の何条か分かりますか。

○道祖議員

条項については記憶しておりませんが、内容については、今、答弁したように4年間というふうに、任期中というふうに理解しております。

○川上委員

地方自治法103条の規定と思いますが、今、道祖議員が答弁された4年というのは、そこに記載がないと思いますが、事務局、確認してもらっていいですか。

○議会事務局次長

地方自治法の中で、確かに103条の第2項の中に、「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と規定されております。

○川上委員

道祖議員、4年間というのはどこで確認したんですか。

○道祖議員

今、事務局から答弁がありましたように、議員の任期ということで、任期は4年間あるというふうに理解しておりますので、私ども議員はですね。だから、それで4年間というふうに、今日まで私は理解しております。

○川上委員

地方自治法には4年間と書いていないことは、お認めになりますか。

○道祖議員

事務局説明のとおりだと思います。

○川上委員

事務局紹介のとおりということなんでしょうけど、4年間と書いていないということを、道祖議員も認めるということですかね。

○道祖議員

だから、地方自治法に示されているとおりだというふうに理解しておりますけれど、なぜ4年というふうに思い込んでいるのかということ、私ども議員は4年間の任期がありますので、4年間だと。その任期というふうに表記されておりますので、4年間の任期があるから4年間というふうになっておると。だから、おっしゃるとおり状況が変わった場合は、4年が3年になることもあり得るかも分かりません。それは任期中ということですから、そういうふうにお答えしてよろしいでしょうか。

○川上委員

地方自治法に関する不正確な認識によって、この不信任決議案が提出されたということになるわけですね。

それでは、不信任決議というのは、地方自治法の中でどこに規定がありますか。

○道祖議員

地方自治法の詳細について記憶しておりませんので、その条項がどこに書かれて、どういうふうに手続するかということについては明確に答弁ができませんが、本日、この不信任決議案を出すに当たっては、議会事務局のほうでどういう手続で出したらいいのかご相談して、ここに至っておるということをおっしゃっていただきたいと思います。

○川上委員

この不信任決議の地方自治法の地位、規定について、提出者の代表である道祖議員が答えられないということが分かりました。ほかの15人の方々に誰か答えられる方はいないんですか。

○道祖議員

それについては、私は確認しておりませんので、承知しておりません。

○川上委員

極めて無責任な提出になっているということも明らかになったと思います。

次に、不信任決議が議決された場合は、何が生じるんですか。

○道祖議員

議長が不信任ということになれば、議長の辞職を求めていますので、辞職されるものと思っております。

○川上委員

それは法によって拘束力がある、法に基づく効力があるということではないということをおっしゃったんですかね。

○道祖議員

先ほど説明したように、議長として職務を適正に行われていないと思いますので、どうぞ議長として職務を辞めていただけないですかということをお願いしているものであります。

○川上委員

つまり、市長とか首長に対する不信任決議がありますね。その場合、首長の対応は、自粛するか、議会を解散するか、あるいは失職を待つかというようなことがあるんですけど、議長に対する不信任決議というのは、地方自治法上の規定もよく分かりませんというふうにおっしゃったのは、そういう位置づけの仕事の仕方ということなんでしょうけど、決議が上がった場合、法的な拘束力はあるかないかを、実は聞いたわけですけど。

○道祖議員

法的な拘束力はないというふうに理解しております。

○川上委員

にもかかわらず、この決議を上げるというのは、どういう意味合いでしょうか。

○道祖議員

だから、先ほど読み上げさせていただきましたけど、法令、議運決定、先例に基づき、公平、中立な議会運営を行っていただきたいということで、今日まで議長を支えてまいりましたけど、その点でいさかかそのような行為が行われていないというような点がありましたので、今回、こういう決議案を出させていただきました。

○川上委員

そうすると、この決議というのは、自治法上の規定は分からないけれども、自分たちとしては法的拘束力がないことは確認しておるということではないんですかね。

○道祖議員

はい、それで結構です。

○川上委員

ということは、自分たちの意思表示を議会全体に求めると。議会全体で不信任を意思表示してもらいたいということにすぎないということになりますね。

○道祖議員

議会としてどういうふうに判断するか、判断していただきたいという内容になっております。

○川上委員

現在、飯塚市議会は在籍が26人ですね。16人で提出されておりますので、これは可決する形になるかと思うんですよ。可決するでしょう。

○道祖議員

26のうち16あったら過半数ですから、皆さんがそのまま採決に入って、ご賛同いただければ、可決されると思います。

○川上委員

可決されたとするでしょう。その場合ですね、江口議長が法的拘束力もないし、納得もいかないということで辞職しない場合、つまり議長としての責任を全うしようとする場合ですね、この不信任決議案を提出し、あるいは賛成した議員は、議長の招集があった場合、本会議場に参集できるんですか。

○道祖議員

参集を求められれば参集することもできるし、参集しないこともあり得るかと思います。

○川上委員

そのことについて、議長が招集をかけた場合に、参集する人もいるけども、しない人もおるかもしれないと。そこについては、16人の提出者の中で認識は一致していないんですかね。

○道祖議員

その点については、私は詳細に一人一人に確認しておりません。ただ、こういう案件を出しますのご賛同いただきたいということで、ご賛同いただいておりますということなんです。

○川上委員

例えば今臨時議会でも、規則に基づいて議会内の議運の改選、それから常任委員会の改選があるわけですが、それ以外に市民の暮らしに関わる定額減税に関わるおおむね6億円もの一般会計の補正予算などもあるわけですね。それを審議しないといけないわけですよ。にもかかわらず、皆さんが議長の求めに応じて議場に参集する者もおるかもしれないけども、しない者もいるかもしれないというような程度で、不信任決議案を出してですよ、市民に責任が果たせるのか、96条に基づく議会の責任を果たしていけるのか、議員としての責任が問われるところだと思うけど、そここのところについても、16人は話合いをしていないわけですか。

○道祖議員

議案に対する取り方というのは、各議員の考え方だと思いますけれど、ただ今回、事務局に確認させていただきたいんですけど、今回、出されている議案については、専決処分のもものではなかったかと思いますが、その専決の在り方については審議をすることになるとは思いますが、委員会が開かれなくて審議が行われないことが、専決で既に動いているものについてですね、即、市民に対してご迷惑をかける、絶対的にこれは委員会を開いてやるべきものだというふうに、通常の議案とはまた若干違うのではないかと、専決であるならばですね、既に施行されているのではないかと、執行されているのではないかとという観点もありますということなんです、私としてはね。

○委員長

川上委員、できましたら、今の川上委員の質問は、本会議に提案されたときに、中身については質問してください。（発言する者あり）提案者に対する質疑の中ですので、よろしくお願

いしたいと思います。

○川上委員

これは提出の要件を整えておるかどうかを問うておる質問です。今の道祖議員の認識というのは、議員16人全員、認識は一致しているわけですか。

○道祖議員

それについては、詳細については確認しておりません。

○川上委員

極めて無責任だと思うんですね。市長提出議案4件でしょう。そのうち専決処分議案は何件ですかね。執行部から聞きましょう。

○委員長

もし答えられたら、よろしくお願いします。

○久世副市長

今回、上程予定の議案でございますが、4本中3本が専決処分、1件は補正予算議案でございます。

○川上委員

その補正予算額、予算規模はどうなっていますか。

○行政経営部長

議案番号が第71号だったと思うんですが、定額減税に係る分で6億2244万1千円であったと記憶しております。

○川上委員

このありさまで16人が全員一致して、それに何人か加わったりして、この不信任決議が可決するとしますでしょう。その中のどれだけのボリューム感になるか分からないけど、江口議長が本会議を招集しても、議場に入らないというありさまになったときはですよ、この重要な予算審査ができなくなるわけではないんですか。

○道祖議員

ご指摘の点については、ご指摘として受け止めさせていただきたいと思います。

○委員長

川上委員、未来想定の問題は避けていただきたいと思います。

○川上委員

これは未来想定というふうに受け止められたかもしれませんけど、現実の選択肢というか、可能性の問題で、こんな無責任なことで出た不信任決議案というのは分かりましたけど、この中で、到底事実として認定できるのかと思うような文言がありますよね。これについては共産党としては本会議場でお尋ねしようと思いますけど、ここは議運ですので、こういうありさまで、16人一人一人に聞きたいけど、不信任決議を出すということが妥当であるかどうかについて、16人でもう一度しっかり話し合っただけ、取下げたらどうかなというふうに思いますけど。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

提出者に対する質疑を終結いたします。道祖議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(提出者退席)

次に、本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

本案の取り扱いにつきましては、本会議再開後、直ちに本案を議事日程に追加し、議題とす

ることについてお諮りしていただいていたはと考えております。

これが可決されましたら、本会議を暫時休憩していただき、一身上に関する事件となりますので、江口議長は除斥となります。

本会議再開後は、「江口徹議長不信任決議案」についてを、直ちに議題とし、議案の提案理由説明ののち、委員会付託を省略することを諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいていたはと考えております。なお、採決は起立採決を考えております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

今、次長のほうからは、採択された場合についての説明があったんですかね。不採択となった場合の説明がなかったんですけど、特に付け加えることないですか。

○委員長

不採択の場合の説明というのができますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 17:49

再 開 17:49

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

不採択となった場合につきましては、そこでこの件については終わりになります。

○川上委員

不採択になろうと、なるまいと、江口議長が本会議を招集した場合、議案提出者などが参集しない場合は、どういうことになりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:50

再 開 18:18

委員会を再開いたします。

訂正箇所がありましたので訂正いたします。冒頭、本委員会を開会した後、私の説明で、「本日、道祖議員ほか15名から議長あてに議員提出議案第7号が提出されている」という旨の説明をいたしました。正しくは、「本日、深町議員ほか15名から」に訂正したいと思います。理由といたしましては、提出者一覧表16名のお名前が書かれておりますが、深町議員が先頭に書かれておりますので、「深町議員ほか15名」、これが正しいので訂正といたします。よろしいでしょうか。

事務局説明が終わりました、事務局に対する質疑は、ほかにございませんか。

○川上委員

先ほど指摘をしたわけですがけれども、先ほどの事務局説明では、可決された場合というふうになっておりますけれども、否決された場合についての説明がありませんでしたので、その説明をお願いします。

○議会事務局次長

本案の取扱いについて、もう一度ご説明いたします。

本案の取扱いにつきましては、本会議再開後、直ちに本案を議事日程に追加し、議題とすることについてお諮りしていただいていたはと考えております。

なお、日程追加で否決されれば、臨時会ですので議題とはなりません。また、可決されましたら、本会議を暫時休憩していただき、一身上に関する事件となりますので、江口議長は除斥

となります。

本会議再開後は、「江口徹議長不信任決議案」についてを、直ちに議題とし、議案の提案説明の後、委員会付託を省略することを諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。なお、採決は起立採決をしております。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案の取扱いについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 18:21

再 開 21:58

委員会を再開いたします。

「延会について」、事務局に説明させます。

○議会議務局次長

本日の議事日程におきまして「第3 議会運営委員会の選任」から「第5 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託」の議事が残っておりますが、この後、さらに時間を要することが想定されますため、本日はこの議事を繰り延べ、明5月16日、金曜日の午前10時から審査していただくことで副議長及び議運の正副委員長で協議がなされております。

つきましては、本会議再開後、延会を諮っていただいております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「延会について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。